

三豊市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成22年2月10日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 金丸 勉

平成21年度

定例監査結果報告書(第3回)

三豊市監査委員

三 監 第 126 号

平成 22 年 2 月 10 日

三 豊 市 長 横 山 忠 始 様  
三 豊 市 議 会 議 長 坂 口 晃 一 様  
三 豊 市 農 業 委 員 会 会 長 川 口 喜 夫 様

三 豊 市 監 査 委 員 糸 川 昇

三 豊 市 監 査 委 員 金 丸 勉

平成 21 年度定例監査結果(第 3 回)について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定により、次のとおり提出します。

## 第1 監査の対象及び期間

対 象		監査の範囲	監 査 期 間
部 課 等 名			
議 会 事 務 局		平成 21 年 4 月 1 日から 平成 21 年 12 月 末 日 まで	平成 21 年 12 月 22 日から 平成 22 年 2 月 10 日まで
会 計 課			
監 査 委 員 事 務 局			
農 業 委 員 会 事 務 局		平成 21 年 4 月 1 日から 平成 21 年 12 月 末 日 まで	平成 21 年 12 月 22 日から 平成 22 年 2 月 10 日まで
建設経済部	港湾水産課、農業振興課、 商工観光課、住宅課		
	建設課、建築課		
水 道 局	監理課 工務課	平成 21 年 4 月 1 日から 平成 21 年 12 月 末 日 まで	平成 22 年 1 月 5 日から 平成 22 年 2 月 10 日まで
病 院	永康病院 西香川病院	平成 21 年 4 月 1 日から 平成 21 年 12 月 末 日 まで	平成 22 年 1 月 12 日から 平成 22 年 2 月 10 日まで

## 第2 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、合法性、正確性、効率性等に主眼をおいて実施した。また、対象部課からそれぞれ関係書類及び関係帳票等の提出を求めて審査するとともに、公金の収納・保管等について関係職員から説明を聴取して実施した。

## 第3 監査の結果

各所管の事務事業の執行は、おおむね適正に処理されていた。事務事業の執行が、一部において次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討実施されるよう要望する。

また、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した比較的軽微な事項については、記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

## 【改善検討事項】

### <農業振興課>

- 県営農道事業等において、事業を計画的に執行するために、次年度事業に係る用地取得を当該年度予算で執行しているが、(その買収用地は次年度に県有地として買収される)どのような理由で用地取得したか、取得年度の歳入歳出決算書の財産に関する調書に記載されていない。課内の文書に記載されているのみである。他の用地先行取得方法も含めて、取得した財産の所在・代価を明らかにするよう検討すること。

「道路用地は、自治法施行規則第 16 条(決算の調整の様式)備考 2 で調書に記載することを要しないとなっているが、地方財務実務提要にて、道路予定地として買収した土地は、道路台帳に記載されない限りにおいて財産に関する調書に記載する必要があると解している。」

### <水道局・永康病院>

- 私法上の債権の時効(不能欠損処分)事務において、上水道会計及び病院事業会計が異なった処理を行っている。時効の年限は各々2年と3年だが、会計の経済的実態を正しく表すためにも、事務処理の統一は図る必要があると思われるので検討すること。

## 【意見】

### <農業委員会>

- 農地においては未耕作地、放棄地が増加するなかで、耕作放棄地の実態調査、荒廃農地再生利用対策等の難題解消に向けて、県及び農業会議と連携した取組を期待する。また、昨年 10 月の改選により、女性農業委員の登用により、別の視点からの農業政策に関わる活躍を期待する。

### <建築課>

- 本年度より新設された建築課であるが、行政組織内における建築課のポジションや役割を理解し、積極的に三豊市施設営繕に係る専門的指導等が十分果たせている。今後は、発注・設計・工種・施工管理における条例規則を遵守するなかで、専門的立場から職員はもちろん、施工業者等への指導もお願いしたい。

### <商工観光課>

- 市内各種イベントについて、合併後これまでは支所の支援のもとに、旧町ごとに行われてきたが、現状は支所業務の組織改編等により職員数も減少している。合併 4 年が経過したこの機会に、イベントのあり方、行政の関わり方、職員の参加の方法を抜本的に見直しすることを要望する。

- 商品券事業は、購買力の市外流出に歯止めをかけ、市内における商業の活性化を図ることを目的としていることから、できるだけ自ら普及促進に努められるよう働きかけられたい。尚、商品券発行から収入調定、入金までの販売代金の納付事務処理については、三豊市商品券事業に関する委託契約書第 12 条及び三豊市会計規則第 17 条第 2 項第 3 号により行われているが、一部遅滞が見受けられる。会計規則及び委託契約事項を遵守し事務処理の迅速化を要望する。

#### <住宅課>

- 住宅関係の徴収業務に関しては、住宅使用料・駐車場使用料・住宅共益費とも一部に未納が見受けられるが、概ね期間内に収納できている。受益者負担の原則や入居者の公平性・信頼性を確保するため、また、新規未納者の発生を出さないよう細心の注意を払い、使用料等の徴収にさらに努力していただきたい。